平成２６年（フ）第２４７号
宮崎市下北方町花切5678番地３
破産者　尾﨑　義夫
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２４８号
宮崎市下北方町花切5678番地３
破産者　尾﨑サワ子
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止決定の取消決定確定等

平成２６年（フ）第９０７７号
千葉県市川市曽谷８丁目15―19
破産者　棚橋　　茂
上記破産事件について、下記の２のとおり取消しが確定したので、併せて３から５の事項を定める。
1　主文　原決定主文第２項(破産手続廃止決定)を取り消す。
2　決定確定日　平成26年11月19日
3　破産管財人　弁護士　赤塚順一郎
4　破産債権の届出期間　平成26年12月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年２月17日午前11時
平成26年11月19日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

平成２６年（フ）第１６７号
静岡市駿河区高松3414番地アイクラシエ高松、旧住所静岡市駿河区西中原１丁目１番704号
破産者　亡大谷保相続財産
1　決定年月日　平成26年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４９号
山形県米沢市中央４丁目７番33号
破産者　株式会社ハートフルアベ
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第１４４号
名古屋市守山区百合が丘1112番地
破産者　株式会社ワットワン
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３０４２号
大阪府茨木市宮島１丁目１番１号
破産者　株式会社丸岩
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９号
大阪市福島区海老江５丁目２番７号
破産者　株式会社東通
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０６１号
大阪府枚方市長尾元町２丁目30番13号
破産者　ヒューム株式会社
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５号
堺市西区草部206番地の４
破産者　株式会社北本食品
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２６１号
神戸市灘区篠原北町１丁目３番12号
破産者　有限会社日本ポリテック技研
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３０７号
神戸市須磨区大池町５丁目１番12号
破産者　有限会社ユーコー企画
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７４６号
仙台市太白区泉崎２丁目１番５号
破産者　株式会社エム・ビジョン
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３０７号
宮崎市桜町22番地20
破産者　有限会社アート設備
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第３９号
千葉県富津市千種新田230番地、開始決定時の住所千葉県富津市青木２丁目19番地１
破産者　伏見　敬一
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第２０号
新潟県佐渡市両津湊291番地
破産者　北　　裕吉
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２５年（フ）第２１号
新潟県佐渡市両津湊291番地
破産者　北　トシエ
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２３年（フ）第１０４号
栃木県下都賀郡壬生町大字安塚1956番地22、開始決定時の住所栃木県下野市箕輪578番地４
破産者　篠原　　實
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部